

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します。

(各委員会に付託された議案の審査結果は8ページ)



総務財政委員会

医療費控除の特例を創設

嘉麻市税条例の一
部を改正する条例

本案は、地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律が公布され、その改正規定の一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、条例に所要の改正を行うため提案されたものです。

執行部より、一点目の改正は、最高裁判所の判決を踏まえ、市民税等における延滞金の計算の基礎となる期間の見直しを行うものである。

二点目の改正は、セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設である。

三点目の改正は、日本と台湾との間での二重課税を回避する等の措置を講ずるため、法律が改正されたことに伴い、条例に特例を追加するとともに、文言

等の整理を行うものであるとの説明がありました。

委員より、スイッチOTC薬とは何かとの質問に対し、厚生労働省のホームページでも確認できるが、医療用から転用された医薬品でドラッグストア等でも販売されており、今後は販売店が領収書に「OTC医療費控除対象分」と記載することになっているとの回答がありました。

また、二重課税を回避するための今回の措置は、日本と台湾だけなのかという質問に対し、他の国とは租税条約を結んでいるとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。
※本会議では、全会一致で可決されました。

民生文教委員会



岩永委員長 新井副委員長 中嶋委員



中嶋委員 藤委員 宮原委員

「ふるさと交流館なつきの湯」

ほか4施設 指定管理者決定

嘉麻市ふるさと交流館なつきの湯等の指定管理者の指定

本案は、ふるさと交流館なつきの湯、山田いこいの家「白雲荘」、嘉穂老人福祉センター、稲築社会福祉センター、稲築老人憩の家の5施設の管理者を指定するため提案されたものです。

執行部より、公募により指定管理者を募集し、株式会社トキワビル商会1社の申請があった。

公の施設指定管理者審査委員会において、提出された申請書類の内容審査及び団体へのヒアリングを行い、総合的に判断して指定管理者を決定したものであるとの説明がありました。

委員より、管理業務の範囲を問う質問に対し、敷地内の植木や側溝、施設内の駐車場、その施設に関わる部分

が管理の範囲であるとの回答がありました。また、施設の修繕基準を明記したものがあ

るのかとの質問に対し、明確な基準はないが、修繕費を全て使い切ってしまった場合や修繕費が20万円を超える場合には、協議を行うことが規定されている。また、温浴施設は福祉施設であるため、民間の業者に委託するということは、働く人たちの労働条件を切り詰めて利益が出ていくという意味で委託することに賛成できないとの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で可決しました。※本会議では、賛成多数で可決されました。



ふるさと交流館なつきの湯

産業建設委員会



北富委員長 田上副委員長 出水委員



坂口委員 森委員

「キャンプ村」 指定管理者決定

嘉麻市キャンプ村の指定管理者の指定

本案は、キャンプ村の指定管理者として株式会社プチャイフを指定するため提案されたものです。

執行部より、管理を行わせる施設は「古処山キャンプ村」と「馬見山キャンプ村」の2施設であり、期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間である。

公募で募集を行ったところ、応募は当該団体1社のみであり、提出された事業計画の内容などについて総合的に審査した結果、十分な管理運営を行うことができるかと判断したので、候補者として選定したものであるとの説明がありました。

委員より、古処山は登山者が多いため、下山して来なかった場合の対応などに関する質問に対し、入山者名を

記載することになっていたので、運営団体には引き続きその業務を行うよう指導する。また、登山者と連絡が取れないなどの問い合わせがあったときは、警察署や消防署などに通報するよう指導する。

また、指定管理料は年間750万円であるが、運営団体が利益を出した場合、市に還元するようにはできないのかとの質問に対し、キャンプ村は事業費だけでも年間500万円から700万円の赤字であり、これを赤字に転換させ、利益を出すことは、並大抵のことではないと予想されるので、3年間状況を見て検討したいとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。※本会議では、全会一致で可決されました。

議会改革に関する

調査特別委員会



第2回（9月30日）

特別委員会の進め方、委員の意見集約、資料要求について

委員の意見

- ① 議員定数について
- ② 議員報酬について
- ③ 政務活動費のあり方について
- ④ 政治倫理について
- ⑤ その他議会改革に
関連する事項

9月定例会の最終日に議会の組織、運営等に関して調査・研究を行うため、議員全員による議会改革に関する調査特別委員会を設置され、

効率的な議会運営を目指し、より市民に開かれた議会となるように調査・研究は今後も継続して行われます。

現在までの経過等は下記のとおりです。

第3回（11月18日）

報酬審議会の資料
委員の意見集約、資料要求について

委員の意見

- ① 地域の事情をくまなく市に問題提起できるといふ観点から、議員定数削減には反対である。
- ② 市内における人口類似団体の議員定数、議員報酬、政務活動費の比較
- ③ 市内の市の財政指標
- ④ 県内における人口類似団体の高齢化率
- ⑤ 市内の誘致企業及び指定企業の賃金、平均給与

① 県内における人口類似団体の議員定数、議員報酬、政務活動費の比較

② 市内の市の財政指標

③ 県内における人口類似団体の高齢化率

④ 県内自治体の政務活動費の使途基準

⑤ 市内の誘致企業及び指定企業の賃金、平均給与

第4回（12月13日）

委員の意見集約、資料要求について

委員の意見

- ① サラリーマンの平均的な賃金で十分だ。議員報酬を上げるより下げて、議員定数を増やすべき。
- ② 政務活動費の使途基準を明確にすべき。また、金額についても見直しが必要。
- ③ 政治倫理条令第6条を大幅に改正すべき。
- ④ 政治倫理審査会に権限を持たせるよう、

政治倫理条例を強化すべき。

⑥ 政治倫理条例は廃止するか、抜け道のないように改正すべき。

① 合併していない類似団体における議員一人当たりの人口

② 県内あるいは筑豊地区の企業の平均給与、平均賃金

③ 議会関係の経費に対する地方交付税の算入額

⑤ 議員定数については、現状維持が妥当である。

② 若い方が議員に挑戦する機会をつくるためにも、議員報酬は上げるべき。

③ 合併して予算の削減にも努めてきているので、議員報酬は現状維持が妥当である。

④ 議員報酬については、まず、市長に報酬審議会を招集してもらい、その答申を受け議論すべき。

⑤ 市民からかけ離れた金額であってはならない。議員報酬は引き下げるべき。

⑥ 議員報酬を上げなければ、若い方が議員になれない。現状においても議員報酬は生活給である。

⑦ 政務活動費は、議員活動にはなくてはならない。使途基準を明確にすれば問題ない。

⑧ 日曜日や午後5時以降に議会を開催すれば、傍聴者の増加や他に仕事をしている方が、議員になる可能性もあるので、議論していただきたい。

⑨ より多くの市民が議会を見ることができるよう、議会のインターネット中継の導入について議論していただきたい。

資料の要求

- ① 他の自治体における政務活動費使途基準の動向

